

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り
たるとは、その翌日)

◇告 示 目 次
字の区域の新設等
土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示第二百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による千代地区第三工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和四十九年十二月二十日現在の地番による。)

上味野字高畑

上味野字西川上ノ割二四〇の一部、二四一の一部、二四二の一部、二四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字中河原三九三の二、三九三の三、三九三の五、三九四の一部、三九五、三九六、三九七の一部、三九九から四〇一までの一部、四〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字下高畑四〇三から四〇六までの一部、四〇七から四〇九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字カリノ東ノ割四七六の一部、四七七の一部、四七八から四八一まで、四八三の一部、四八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、上味野字ガリノ西割六四五の一部、六四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上味野字車田四八六から四八九の一までの一部

上味野字高原

上味野字千部三六五から三六六の二までの一部、三六六の四の一部、三六八の一、三六八の二の一部、三六八の三、三六八の四、三六九の一から三七三の三まで及びこれらと一体をなす国有地、上味野字ヒラギ四二〇から四二二の五まで、四二三の一部、四三〇の一の一部、四三一の一から四三一の四まで、四三二の一部、四三五の一部、四三六の一部、四三七の一から四三七の五まで、四三八の一部、四三九の一から四四〇の一まで、四四〇の三から四四〇の五まで、四四一の二から四四四の三まで及びこれらと一体をなす国有地、上味野字岩宮四四五の二から四四五の四まで、四四六の二から四四六の四まで、四五二の二、四五二の三、四五三の二、四五三

竹生字稲田通

の四、四五四の二、四五四の六及びこれらと一体をなす国有地、上味野字上高原六五七の三から六五七の六まで及び六五七の一〇並びに上味野字下高原六五八、六五九の一の一部、六五九の二、六五九の三、六六〇の一部、六六〇の一の一部、六六二の一部、六六三の二、六六四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

上味野字西川上ノ割二四〇の一部及びこれと一体をなす国有地、上味野字中河三九七の一部、三九八、三九九から四〇一までの一部、四〇一の一、四〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字下高畑四〇三の一部及びこれと一体をなす国有地、上味野字カリノ東ノ割四八二の一の一部、四八二の二の一部、四八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字樋詰五一九の一部、五一九の二の一部、五二二から五二四までの一部、五二五から五三〇まで及びこれらと一体をなす国有地、上味野字上ハサマの全域、上味野字上高畑五三四の一の一部、五三四の二、五三五、五三六の一の一部、五三七の一部、五三八の一部、五三九及びこれらと一体をなす国有地、上味野字中坪下ノ割五四〇(併五四八)合併、五四一の一部、五四二の一部、五四三の一から五四七の二まで及びこれらと一体をなす国有地、上味野字中坪上ノ割五四九の一部、五五〇の一部、五五六から五五八までの一部、五六〇から五六四の一までの一部、五六五の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字カシ上ヶ五六六、五六七の一部、五六八の一部、五六九(併五七〇)合併の一部、五七〇の一の一部、五

竹生字大南通

七〇の二、五七二の一の一部、五七二の一部及びこれらと一体をなす国有地、竹生字背戸田一八の一から一八の六までの一部、一八の七、一八内第一、一九二〇、二〇〇の一、二〇〇次一、二二二、二二二の二、二二二から二二七の二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一から三まで、一一、一一の一、一八の六、一八の七、一八内第一、二〇、二〇〇の一、二〇〇次一及び二二と一体をなす国有地の一部、竹生字佛牛寺二八から三〇まで、三一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに竹生字大南三五から三六の七までの一部

上味野字上高畑五三四の一の一部、五三六の一の一部、五三六の二から五三六の四まで、五三七の一部、五三八の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字中坪上ノ割五四九の一部、五五〇の一部、五五一から五五五の三まで、五五六から五五八までの一部、五五九、五六〇から五六四の一までの一部、五六四の二、五六五の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字カシ上ヶ五七二の一の一部、五七二の一部、五七三の一、五七四の一及びこれらと一体をなす国有地、竹生字佛牛寺三一の一部、三二の一から三四の四まで、三四次一及びこれらと一体をなす国有地、竹生字大南三五の一部、三八の一の一部、三八の二、三九の一の一部、三九の二及び四〇の一部、竹生字上河原一三四の二及びこれと一体をなす国有地、竹生字大苗代一四二の八、一四八の二、一五〇の二及び一五二の二の一部、竹生字道上ミ一五四の一の一部、一五五、一五六の一の一部、一五六の二の一部、一五七、一五八の一、一五八の二、一五九の二、一六二の一、一六二の二、

| | |
|--|---|
| <p>一六二の四、一六三の一、一六三の二、一六四、一六五の二から一六五の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一五六の二と一体をなす国有地の一部、竹生字井手中一六六から一六八まで、一六九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一六九の一及び一六九の二と一体をなす国有地の一部、竹生字赤穂田一七二の三、一七三から一七五まで、一七六の二、一七七から一七九まで及びこれらと一体をなす国有地、竹生字才ノ木一八〇の一から一八七の二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、竹生字井手下タ下割一八八の三、一八九の二、一九〇の二、一九一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに倭文字登井淵五八の三、五八の四及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>竹生字鎌木 竹生字鎌木下タ割二一四の三の一部、二一五の一の一部、二一五の三、二一六、二二七の一、二二八の一及びこれらと一体をなす国有地、竹生字鎌木上割二一九から二二三までの一部、二二六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、竹生字カサシ二二三の一の一部、二二三の二の一部、二三四の一部、二三五の一の一部、二三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、竹生字上八臺道下モ西割二三六、二三七の一の一部、二三八の一、二三九の二及びこれらと一体をなす国有地、上味野字上八臺下ノ割五七五の一の一部及びこれと一体をなす国有地、上味野字上八臺道下モ南割五八〇の一の一部、五八〇の二の一部、五八一及びこれらと一体をなす国有地並びに上味野字上八臺上ノ割五八五の一部、五八六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
|--|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>玉津字早越 倭文字大土居屋敷四二四の五の一部、四二四の七の一部、四二六の一の一部、四二六の六の一部並びに四二四の一、四二四の五、四二四の七、四二六の一、四二六の五及び四二六の六と一体をなす国有地の一部、倭文字下早越四二七の一部、四二八の一の一部、四二八の二の一部、四二九の一、四三〇の一、四三一の一、四三二の一の一部、四三二の二の一部、四三三の一部、四三四から四三七まで、四三八の一部、四三九、四四〇、四四一の一部、四四二から四四四まで、四四五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに倭文字辨才天四四六から四四八までの一部、四四九の二の一部並びに四四六から四四八まで及び四四九の二と一体をなす国有地の一部</p> | <p>区域を変更する町及び字の名称 下味野字ソリ 同上の区域(昭和四十九年十二月二十日現在の地番による。) 下味野字ソリのうち二五五の一、二五六、二五六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>下味野字鳥井手ノ上 下味野字鳥井手ノ上のうち二五七、二五八の二、二五九の一、二五九の六、二六〇の四、二六一の三、二六四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>下味野字下榎橋のうち三三三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、下味野字ソリ二五六の一部、二五六の一及びこれらと一体をなす国有地、下味野字鳥井手ノ上二五七の一部、二五八の二の一部、二五九の一の一部、二五九の六、二六一の三、二六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
|---|---|---|---|

| | |
|----------------------|---|
| <p>下味野字下榎橋</p> | <p>地、上味野字會利六の一から六の四までの一部並びに六の一と一体をなす国有地の一部、朝月字高下嶋二の一部、朝月字上榎橋一一二の二の一部、一一二の二、一一三の一部、一一四の一部並びに一二二の二及び一二四と一体をなす国有地の一部並びに朝月字向田一二五の一部、一一六の一部及び一一八の一部</p> |
| <p>下味野 字土居ノ上</p> | <p>下味野字土居ノ上のうち三六八及び三七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、下味野字下榎橋三四三の一部及びこれと一体をなす国有地、下味野字拾六半三七二の一部、三七四の二の一部並びに三七二及び三七四の二と一体をなす国有地の一部、下味野字土居中四〇〇から四〇三までと一体をなす国有地の一部、朝月字上榎橋一〇九の一部、一一一の一部及び一一二と一体をなす国有地の一部、朝月字向田一一五の一部、一一六の一部、一一七、一一八の一部、一二〇の一部、一二一の一部、一二五の一部、一二六の一部、一二七から一三二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、朝月字地堂一四〇の二の一部、一四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに朝月字石橋二二八の二の一部、二一九の一部及び二二〇の一部</p> |
| <p>下味野字拾六半</p> | <p>下味野字拾六半のうち三七二の二の一部、三七四の二の一部並びに三七二及び三七四の二と一体をなす国有地の一部並びに三七五の二の一部、三七六から三七八の二まで、三七九の二、三八二の二の一部、三八二の二、三八三、三八三の二の一部、三八四の二の一部、三九四の二の一部、三九五の一部、三九七の二の一部</p> |
| <p>下味野字背戸田</p> | <p>二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下味野字土居ノ上三六八及び三七〇と一体をなす国有地の一部並びに朝月字石橋二二〇の一部</p> |
| <p>下味野字土居中</p> | <p>下味野字土居中のうち四〇〇から四〇三までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>朝月字高下嶋</p> | <p>朝月字高下嶋のうち二の三の一部、二から五の一までの一部、五の五の一部、六の一部、二〇から二三の一までの一部、二四の一部、二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、朝月字朝月二六の二の一部、二六の二及び二六の二、朝月字西川一〇三の一部、一〇六から一〇八までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地、朝月字上榎橋一〇九の一部、一〇九の二の一部、一一一の一部、一一二の二の一部、一一三の一部、一一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一一及び一一二の二と一体をなす国有地の一部並びに朝月字向田一二六の一部、一一八の一部、一一九及び一二〇の一部</p> |
| <p>朝月字朝月</p> | <p>朝月字朝月のうち二六の二の一部、二六の二及び二六の二以外の区域、朝月字高下嶋二〇から二三の一までの二の一部、二四の二の一部、二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、朝月字千部一〇〇の二の一部並びに九四の二、九九の二、一〇〇</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>の一及び一〇〇の六と一体をなす国有地の一部並びに朝月字西川一〇三の一部及びこれと一体をなす国有地</p> | <p>朝月字的場のうち一四四から一四六までの一部、一四七から一五一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の国有地、朝月字西川一〇三の一部、一〇四の一部、一〇五、一〇六から一〇八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、朝月字上榎橋一〇九の一部、一〇九の一の一部、一一〇、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、朝月字向田一二二の一部、一二二の一、一二二の二、一二四、一二五の一部、一二六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二六及び一二七と一体をなす国有地の一部、朝月字地堂一三四の四から一三四の三まで、一三四の四の一部、一三四の五、一三五、一三六の一部、一四〇の一、一四〇の二の一部、一四〇の三、一四一の一、一四一の二の一部、一四二から一四三の九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、朝月字八反田二〇四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに朝月字右橋二〇五から二〇八の二まで、二〇九の一部、二〇九の一の一部、二一〇の一の一部、二二六の一部、二二七の一部、二二八、二一八の一の一部、二二九の一部、二二〇の一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>朝月字平木のうち一五二の二から一六〇まで、一六一の一から一六一の五までの一部、一六一の六、一六六の一部、一六八の一の一部、一六八の二の一部、一六九、一七〇及びこ</p> |
| <p>れらと一体をなす国有地以外の区域、朝月字千部九四の一の一部、九七の一部、九八の一部、九九の一、九九の二の一部、九九の三、一〇〇の一の一部、一〇〇の二から一〇一の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに九四の一、九九の一、一〇〇の一及び一〇〇の六と一体をなす国有地の一部、朝月字西川一〇二、一〇三の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地、朝月字地堂一三四の四の一部、一三六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三四の五と一体をなす国有地の一部、朝月字的場一四五の一部、一四六の一部、一四七、一四八、一四九の一部、一五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上味野字ヒラギ(四二八)の一部</p> | <p>朝月字高原のうち一七五の二から一七八の四まで、一七九から一八三の二まで、一八四の一、一八五の二、一八六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>朝月字八反田のうち一八八の一の一部、一八九から一九一までの一部、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八七の一及び一八八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、朝月字的場一四四の一部、一四五の一部、一四九の一部、一五〇、一五一の一部及びこれらと一体をなす国有地、朝月字平木一五二の二から一六〇まで、一六一の二から一六一の六までの一部、一六九の一部、一七〇及びこれらと一体をなす国有地、朝月字三反畑の全域、朝月字高原一七五の二から一七八の四まで、一七九から一八三の二まで、一八四の一、一八五の二、一八六の一及びこれらと一体をなす国有地、上</p> |

| | |
|--|--|
| <p>朝月字石橋</p> | <p>味野字ヒラギ四三四から四三六までの一部、四三八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下味野字下高原六五九の一の一部、六六〇の一部、六六〇の一の一部、六六一、六六二の一部、六六四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>上味野字會利</p> | <p>朝月石橋のうち二〇五から二〇八の二まで、二〇九の一部、二〇九の一の一部、二一〇の一の一部、二一六の一部、二一七の一部、二一八、二一八の一、二一九、二二〇の一部、二二一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、朝月字八反田一八八の一の一部、一八九から一九一までの一部、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八七の一及び一八八の二と一体をなす国有地の一部並びに下味野字拾六半三七五の一の一部、三七六から三七八の二まで、三七九の一、三八二の一の一部、三八二の二、三八三、三八三の一部、三八四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>上味野字西川上ノ割のうち二四〇の二部、二四一の二から</p> | <p>上味野字會利のうち六の一から六の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、下味野字ソリ二五五の一及び二五六の一部、下味野字島井手ノ上二五七の一部、二五八の二の一部、二五九の一の一部、二六〇の四、二六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに朝年字高下嶋一の三の一部、二から五の一までの一部、五の五の一部、六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>上味野字西川上ノ割</p> | <p>二四一の三まで、二四二の一部、二四九の一部、二五〇の一から二五〇の五まで、二五一の一の一部、二五一の二、二五三の一部、二五五から二五六の二まで、二五六の六、二五六の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>上味野字椋木西ノ割</p> | <p>上味野字椋木西ノ割のうち二五八の三及び二五八の四以外の区域</p> |
| <p>上味野字西河下ノ割</p> | <p>上味野西河下ノ割のうち三四一の二の一部及び三四二の二の一部以外の区域、上味野字西川上ノ割二五一の二の一部、二五一の三の一部、二五五から二五五の三まで、二五六の一、二五六の二、二五六の六、二五六の七及びこれらと一体をなす国有地、上味野字椋木西ノ割二五八の三及び二五八の四並びに上味野字カフカフ三七八の二、三七八の三の一部、三七八の六から三七八の八までの一部、三七八の九、三七八の一〇から三七八の一四までの一部、三七八の一六の一部、三八三の五の一部、三八七の五の一部、三八七の七の一部、三八八の二の一部、三八八の五、三八九の二から三八九の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>上味野字千部のうち三六五から三六六の二までの一部、三六六の四の一部、三六八の一、三六八の二の一部、三六八の三、三六八の四、三七九の一から三七九の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上味野字ヒラギ四二三の一部、四二四の一から四二七の二まで、<u>四二八</u>の一部、<u>四二九</u>の一部、<u>四三〇</u>、<u>四三〇</u>の一の一部、<u>四三二</u>の一部、<u>四三三</u>、<u>四三四</u>の</p> | <p>上味野字千部のうち三六五から三六六の二までの一部、三六六の四の一部、三六八の一、三六八の二の一部、三六八の三、三六八の四、三七九の一から三七九の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上味野字ヒラギ四二三の一部、四二四の一から四二七の二まで、<u>四二八</u>の一部、<u>四二九</u>の一部、<u>四三〇</u>、<u>四三〇</u>の一の一部、<u>四三二</u>の一部、<u>四三三</u>、<u>四三四</u>の</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>上野味字千部</p> | <p>部、四三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、朝月字千部九三、九四の一部、九四の二、九四の三、九五、九六の一、九六の二、九七の一部、九八の一部、九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに朝月字平木一六一の五の一部、一六一の六の一部、一六六の一部、一六八の一の一部、一六八の二の一部、一六九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>上味野 字カシ上ケ</p> | <p>上味野字トラズへの全域、上味野字カリく、東ノ割四八二の一の一部、四八二の二の一部、四八三の一部、四八四の一、四八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字車田四八五、四八六から四八九の一までの二部、四八九の二、四九〇、四九〇の一、四九一の一部、四九二の一部、四九三の一、四九三の二、四九四の一の一部、四九六の二、四九八の三及びこれらと一体をなす国有地、上味野字樋詰五一七、五一七の一、五一八、五一九の一の一部、五一九の二の一部、五二〇、五二一、五二二から五二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字中坪下ノ割五四一の一部及び五四二の一部並びに上味野字カシ上ケ五六七の一部、五六八の一部、五六九、五七〇、合併の一部、五七〇の一部、五七〇次一及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | | |
|----------------------|--|--|
| <p>有地以外の区域</p> | <p>上味野 字ガリく西割</p> | <p>上味野字ガリく西割のうち六四五の一部、六四六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上味野字カリく、東ノ割四七四の一の一部、四七七の一部並びに四七四の一及び四七七と一体をなす国有地の一部並びに上味野字車田四九二の一部、四九二の一部、四九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>上味野字上高原</p> | <p>上味野字上高原のうち六四八、六四九の一、六五〇の一、六五一、六五三の一、六五四の一、六五四の三、六五五の二、六五六の一、六五七の二から六五七の六まで、六五七の一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | |
| <p>上味野字下高原</p> | <p>上味野字下高原のうち六五八から六六二まで、六六三の二、六六四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | |
| <p>上味野 字カフカフ</p> | <p>上味野字カフカフのうち三七八の一の一部、三七八の二、三七八の三、三七八の四から三七八の八までの一部、三七八の九、三七八の一〇の一部、三七八の一から三七八の六まで、三八〇の一部、三八一の一部、三八二の一から三八九の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上味野字西河下ノ割三四一の二の一部及び三四二の一の一部並びに上味野字フケ四一四の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四一四の二及び四一八の一と一体をなす国有地の一部</p> | |
| <p>上味野 字カシ上ケ</p> | <p>上味野字カシ上ケのうち五六六から五六八まで、五六九、五七〇の二、五七〇の三、五七〇次一、五七一の一、五七二、五七三の一、五七四の一及びこれらと一体をなす国有地</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>上味野字フケ</p> | <p>上味野字中河原</p> |
| <p>上味野字フケのうち四一〇から四一四の一まで、四一五から四一七の一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四一四の二、四一八及び四一八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>九〇の三の一部、三九一の一部、三九三の二、三九三の三、九三三の五、三九四の一部、三九五から四〇二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上味野字西川上ノ割二四一の二の一部、二四一の二の一部、二四一の三、二四二の一部、二四九の一部、二五〇の二から二五〇の四まで、二五〇の五の一部、二五一の二の一部、二五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字下高畑四〇四から四〇六まで、四〇六の一、四〇七から四〇九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字フケ四一〇、四一一の一部、四一二の一部、四一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字田中四六三の一部、四六四の一部、四六五、四六六の一部、四六七の一部、四六八から四七三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四六三及び四六六と一体をなす国有地の一部、上味野字カリノ東ノ割四七四の二の一部、四七五、四七六の一部、四七七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上味野字上高原六四八の一部、六四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>上味野字岩宮</p> | <p>上味野字岩宮</p> |
| <p>上味野字岩宮のうち四四五の二から四四五の四まで、四四六の二から四四六の四まで、四五二の二、四五二の三、四五二の四</p> | <p>上味野字岩宮のうち四六三の一部、四六四の一部、四六五、四六六の一部、四六七の一部、四六八から四七三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四六三及び四六六と一体をなす国有地の一部以外の区域、上味野字西川上ノ割二五〇の二の一部、二五〇の五の一部、二五一の二の一部、二五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字カフカフ三七八の二の一部、三七八の三から三七八の五までの一部、三七八の一〇から三七八の一四までの一部、三七八の一五、三七八の一六の一部、三八〇の一部、三八一の一部、三八二の一部、三八二の二、三八二の三、三八二の四、三八三の二、三八三の三、三八三の四、三八三の五の一部、三八四から三八七の四まで、三八七の五の一部、三八七の六、三八七の七の一部、三八八の一、三八八の二の一部、三八八の三、三八八の四、三八八の六、三八九の一、三八九の二から三八九の四までの一部、三八九の五及びこれらと一体をなす国有地、上味野字中河原三九〇の二の一部、三九〇の三、三九〇の四の一部、三九一</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>上味野字上八 臺上ノ割</p> | <p>上味野字上八 臺下ノ割</p> | <p>上味野字車田</p> | |
| <p>上味野字上八臺上ノ割のうち五八二の二の一部、五八三の 一の一部、五八四の一部、五八五から五八七まで、五八九の 一の一部、五八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 以外の区域並びに上味野字大坪上ノ割五九二の一及びこれと</p> | <p>上味野字上八臺下ノ割のうち五七五の一の一部及びこれと 一体をなす国有地以外の区域、上味野字上八臺道下モ南割五 八〇の一の一部、五八〇の二の一部、五八〇の三及びこれら と一体をなす国有地、上味野字上八臺上ノ割五八二の二の一 部、五八三の二の一部、五八四から五八六まで的一部分、五八 七、五八九の一の一部、五八九の二の一部及びこれらと一体を なす国有地並びに竹生字上八臺道下モ西割二三七の一の一部</p> | <p>上味野字車田のうち四八五から四九三の二まで、四九四の 一、四九六の二、四九八の三及びこれらと一体をなす国有地 以外の区域</p> | <p>の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字フケ四一 の一部、四一二の二、四一三の一の一部、四一三の二、四 一四の一の一部、四一五の一部、四一五の一、四一六の一の 一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字岩宮四五七の 一部、四五九の一の一部、四五九の二の一部、四五九の三及 びこれらと一体をなす国有地並びに上味野字上高原六四八の 一部、六四九の一の一部、六五〇の一、六五一、六五三の一、 六五四の一、六五四の三、六五五の二の一部及び六五六の一 の一部</p> |

| | | | |
|---|--|---|---|
| <p>上味野 字大坪上ノ割</p> | <p>上味野 字大坪下ノ割</p> | <p>上味野 字大坪下ノ割</p> | <p>上味野 字大坪上ノ割</p> |
| <p>竹生字青戸田のうち一八の一から一八の六までの一部、一 八の七、一八内第一、一九、二〇、二〇の一、二〇次一、二</p> | <p>上味野字大坪上ノ割のうち六八四の一部並びに六八四及び 六九〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、上味野字 大坪下ノ割六八一の一部、六八二の一部、六九四、六九四の 一、六九五の一部、六九六から六九六の二まで及びこれらと 一体をなす国有地並びに六八一と一体をなす国有地の一部、 横枕字糖ノ下二〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地並び に横枕字イゴ四八一の三の一部及びこれと一体をなす国有地</p> | <p>上味野字大坪下ノ割のうち六八一の一部、六八二の一部、 六九四から六九六の二まで及びこれらと一体をなす国有地並 びに六八一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに上味 野字大坪上ノ割六八四の一部並びに六八四及び六九〇の一と 一体をなす国有地の一部</p> | <p>一体をなす国有地 上味野字大坪上ノ割のうち五九二の一及びこれと一体をな す国有地以外の区域並びに上味野字大坪下ノ割六三七の一部 六三八の一の一部、六三八の二の一部及びこれらと一体をな す国有地 上味野字大坪下ノ割のうち六三七の一部、六三八の一の一 部、六三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の 区域</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>竹生字背戸田</p> | <p>一、二二の二、二三から二七の二まで並びに一から三まで、 一一、一一の二、一八の六、一八の七、一八内第一、二〇、 二〇の一、二〇次一及び二二と一体をなす国有地の一部以外 の区域並びに竹生字大南三六の二から三六の三までの一部、 三七の二の一部、三七の二、四一の一部並びに四一、四三の 三及び四三の四と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>竹生字大南</p> | <p>竹生字大南のうち三五の一部、三六の二、三六の二、三六 の三から三六の七までの一部、三七の二の一部、三七の二、 三八の二の一部、三八の二、三九の二の一部、三九の二、四 〇の一部、四一の一部並びに四一、四三の三及び四三の四と 一体をなす国有地の一部以外の区域、竹生字佛牛寺三一の一 部並びに三〇及び三一と一体をなす国有地の一部、竹生字大 苗代一五二の二の一部、一五三の二及びこれらと一体をなす 国有地並びに竹生字道上ミ一五四の二の一部、一五四の二、 一五六の二の一部、一五六の二の一部及びこれらと一体をな す国有地並びに一五六の二と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>竹生字上河原</p> | <p>竹生字上河原のうち二三四の二及びこれと一体をなす国有 地以外の区域</p> |
| <p>竹生字大苗代</p> | <p>竹生字大苗代のうち一四二の八、一四八の二、一五〇の二、 一五二の二、一五三の二及びこれらと一体をなす国有地以外 の区域</p> |
| <p>竹生字道上ミのうち一五四の二から一五八の二まで、一五</p> | <p>竹生字道上ミのうち一五四の二から一五八の二まで、一五</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>竹生字道上ミ</p> | <p>九の二、一六二の二、一六二の二、一六二の四、一六三の二、 一六三の二、一六四、一六五の二から一六五の四まで及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>竹生字井手中</p> | <p>竹生字井手中のうち一六六から一六八まで、一六九の二及 びこれらと一体をなす国有地並びに一六九の二及び一六九の 二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>竹生字赤穂田</p> | <p>竹生字赤穂田のうち一七二の三、一七三から一七五まで、 一七六の二、一七七から一七九まで及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域</p> |
| <p>竹生字オノ木</p> | <p>竹生字オノ木のうち一八〇の二から一八七の二まで及びこ れらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>竹生字井手下 タ下割</p> | <p>竹生字井手下タ下割のうち一八八の三、一八九の二、一九 〇の二、一九一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区 域</p> |
| <p>竹生字鎌木下 タ割</p> | <p>竹生字鎌木下タ割のうち二二三の二、二二四の二から二二 四の三まで、二二五の二、二二五の三、二二六、二二七の二、 二二八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>竹生字上八臺 道下モ西割</p> | <p>竹生字上八臺道下モ西割のうち二二六、二二七の二、二二 八の二、二二九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区 域</p> |
| <p>倭文字登井淵</p> | <p>倭文字登井淵のうち五八の三、五八の四及びこれらと一体</p> |

をなす国有地以外の区域

倭文字大土居屋敷のうち四二四の五の一部、四二四の七の一部、四二六の六の一部及び四二四の五及び四二四の六と一体をなす国有地以外の区域、倭文字下早魃四二七の一部、四二八の二の一部、四二八の二の一部、四三八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに倭文字辨才天四四八の一部及びこれと一体をなす国有地

倭文字下早魃
倭文字下哲魃のうち四二七、四二八の二、四二八の二、四二九の二、四三〇の二、四三二の二、四三三の二、四三三から四四五の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倭文字辨才天
倭文字辨才天のうち四四六から四四八まで、四四九の二、四五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

横枕字ヒコク田
横枕字ヒコク田のうち二の一部、三の一部、四の一部、五の一部、九の一部、一〇の一部、二〇の二、一〇の三、一一の一から一一の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、横枕字下カザシ一六の一部及びこれと一体をなす国有地、竹生字鎌木下タ割二二三の二の一部、二二四の二、二二四の三の一部、二二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、竹生字鎌木上割二一九から二二三までの一部、二二三の二、二二四の一部、二二四の二の一部、二二五、二二六の二の一部、二二六の二の一部、二二七の二

部及びこれらと一体をなす国有地並びに竹生字カザシ二二九から二三一までの一部、二三二、二三二の二の一部、二三三から二三五の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地

横枕字下カザシのうち二二の二の一部、二二の二、二二の三の一部、二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五の二と一体をなす国有地以外の区域、横枕字ヒコク田二の一部、三の一部、四の一部、五の一部、九の一部、一〇の二の一部及び一〇の二、横枕字上カザシ一七から一八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八の二と一体をなす国有地、竹生字勢り川二〇の二の一部、二〇の二の一部、二〇六の二の一部、二〇七の二の一部、二〇八、二〇八の二、二〇九から二一一までの一部、二二二の二、二二二の二及びこれらと一体をなす国有地、竹生字鎌木下タ割二二三の二の一部、竹生字鎌木上割二二四の一部、二二四の二の一部、二二六の二の一部、二二七の一部、二二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに竹生字カザシ二二九から二三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地

横枕字上カザシのうち一七から一八の三までの一部、二二の二の一部、二二の三、二二の三から二二の七までの一部、二二八の二、二二八の二の一部、二二八から二二四の三まで、二二四一及びこれらと一体をなす国有地並びに一八の二と一体をなす国有地以外の区域、横枕字下カザシ二二の二の一部、

| | | | | |
|---|--|---|--|---|
| <p>横枕字目谷口</p> | <p>横枕字太田</p> | <p>横枕字上カザン</p> | | |
| <p>横枕字目谷口のうち二九の三及び二九の五以外の区域、横枕字上カザン二四一並びに横枕字小目谷一〇一の二、一〇一の二、一〇二の二、一〇三、一〇三次一及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇一の二及び一〇二の二と</p> | <p>横枕字太田のうち二五の二、二六から二八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、横枕字上カザン二二の二、二二の二、二二の三から二二の七までの一部、二二の八、二二の二、二二の三、二四の二、二四の三及びこれらと一体をなす国有地、横枕字目谷口二九の三及び二九の五、玉津字三味二二五の一部、二二六の二の一部、二二六の二の一部、二二七、二二八、二二八の二の一部、二二八の二、二二八内第一及びこれらと一体をなす国有地、玉津字牛房田二二二の二及び二二二の三、玉津字岸下タニ二三四の二並びに竹生字勢り川二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>一三の一部、一四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五の二と一体をなす国有地の一部、横枕字太田二六から二八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、竹生字勢り川二〇一の一部、二〇二の一部、二〇三、二〇四の一部、二〇五の一部、二〇六の二、二〇六の二の一部、二〇七の一部、二〇九から二一一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、玉津字橋詰二二〇の二の一部、二二二の二の一部、二二二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、玉津字池ノ下タニ二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに玉津字三味二四二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | | |
| <p>横枕字深田</p> | <p>横枕字前田</p> | <p>横枕字蓮池</p> | <p>横枕字薬師田</p> | <p>横枕字小目谷</p> |
| <p>横枕字深田のうち一七六の三の一部、一七七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、横枕字小榎一七〇の三から一七〇の五までの一部並びに横枕字中山一八二の一部、一八三及びこれらと一体をなす国有地並びに一八二、一八三、</p> | <p>横枕字前田の全域、横枕字蓮池一五五の四及びこれらと一体をなす国有地、横枕字小榎一六七の八、一六七の九、一六七内第二、一六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに横枕字佛山四六九の三から四六九の五まで及び四七〇の二</p> | <p>横枕字蓮池のうち一五五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>横枕字薬師田の全域、横枕ヒコク田一〇の二、一〇の三、一一の二、一一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに九と一体をなす国有地の一部、横枕字下カザン二二の二並びに二二の二及び二二の二と一体をなす国有地の一部並びに横枕字小目谷一〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇四の二と一体をなす国有地の一部</p> | <p>一体をなす国有地の一部 横枕字小目谷のうち一〇一の二の一部、一〇一の二、一〇二の二の一部、一〇三、一〇三次一及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一の二、一〇二の二及び一〇四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |

| | |
|---------|--|
| 横枕字中山 | 一八四及び一八八と一体をなす国有地の一部 横枕字中山のうち一八二の一部、一八三並びに一八三、一八四及び一八八と一体をなす国有地の一部以外の区域、横枕字深田一七六の三の一部、一七七の一部及びこれらと一体をなす国有地、横枕字イゴ一九二の一部、一九三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに横枕字小天王谷口二八七の一部、二八八の一部、二九二の七及びこれらと一体をなす国有地 |
| 横枕字小榎 | 横枕字小榎のうち一六七の八、一六七の九、一六七内第二、一六八の二の一部、一七〇の三から一七〇の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 横枕字イゴ | 横枕字イゴのうち一九二の一部、一九三の一部、四八一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、横枕字糖ノ尻下二〇〇、二〇一の一部並びに二〇〇から二〇二までと一体をなす国有地の一部、横枕字糖ノ尻上二八〇、二八四、二八四の一、二八五、二八六及びこれらと一体をなす国有地、横枕字小天王谷口二八七の一部、二八八の一部、二八九、二九〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに上味野字大平下ノ割六九五の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 横枕字糖ノ尻下 | 横枕字糖ノ尻下のうち二〇〇、二〇一並びに二〇〇から二〇二までと一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 横枕字糖ノ尻上 | 横枕字糖ノ尻上のうち二八〇、二八四、二八四の一、二八 |
| 横枕字小天王谷 | 五、二八六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 横枕字小天王谷のうち二八七から二八九まで、二九〇の二、二九二の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 横枕字佛山 | 横枕字佛山のうち四六九の三から四六九の五まで及び四七〇の二以外の区域 玉津字河原のうち六の二の一部、六の二、七の一部、一の一の二の一部、一四の一から一五までの一部、一六並びに六の一から七まで、一一の二、一二、一五及び一六と一体をなす国有地の一部以外の区域、玉津字三ツ隈二二八の一部、二二八次一の一部並びに二〇八、二二八及び二二八次一と一体をなす国有地の一部、玉津字橋詰二一九の一部並びに倭文字下早魁四三二の二の一部、四三三の二の一部、四三三の一部、四四一の一部、四四五の二の一部、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地 |
| 玉津字河原 | 玉津字代田のうち一七の一部及び二五の二の一部並びに二五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、玉津字河原一四の一から一六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、倭文字下早魁四四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに倭文字辨才天四四六の一部、四四七の一部、四四九の二の一部、四五〇の二並びに四四六、四四七、四四九の二及び四五〇の二と一体をなす国有地の一部 |
| 玉津字代田 | 玉津字天神のうち一九七、一九八の一、一九九の一、一九 |

| | | | |
|---------------|---|----------------|--|
| <p>玉津字天神</p> | <p>九の二、二〇〇、二〇一の一、二〇二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>玉津字三ツ隈</p> | <p>玉津字三ツ隈のうち二二八の一部、二一八次一の一部並びに二〇八、二一八及び二二八次一と一体をなす国有地の一部以外の区域、玉津字河原六の一の一部、六の二、七の一部、一一の二の一部、一六の一部並びに六の一、六の二、七、一一の二及び一二と一体をなす国有地の一部、玉津字代田一七の一部及び二五の一の一部並びに二五の二と一体をなす国有地の一部、玉津字天神一九七、一九八の一、一九九の一、一九九の二、二〇〇、二〇一の一、二〇二及びこれらと一体をなす国有地、玉津字横畑二六の一と一体をなす国有地の一部、玉津字橋詰二一九の一部、二二〇の一の一部、二二〇の二から二二〇の五まで、二二二の一から二二二の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、玉津字池ノ下タ二二二の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに竹生字勢リ川二〇一の一部、二一一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>玉津字横畑</p> | <p>玉津字横畑のうち二六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>玉津字池ノ下タ</p> | <p>玉津字池ノ下タのうち二二三の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、玉津字橋詰二二二の一の一部及び二二三の三の一部、玉津字三味二二四から二二六の二までの一部、二二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに竹生字勢リ川二〇四の一部、二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>玉津字牛房田</p> | <p>らと一体をなす国有地</p> | <p>玉津字岸下タ</p> | <p>玉津字岸下タのうち二三四の一から二三四の四まで、二二六、二二七並びに二三四の一、二三四の四、二三五の三から二三五の七まで、二三五の九、二三六及び二三七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>玉津字雀田</p> | <p>玉津字雀田のうち二三八の二の一部、二四一の一部、二四一第一の一部、二四二、二四三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、玉津字牛房田二二三の一部並びに玉津字岸下タ二三六の一部、二三七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>玉津字地井田</p> | <p>玉津字地井田のうち二四八の二の一部、二五二の四、二五三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、玉津字雀田二四一の一部、二四一第一の一部、二四二、二四三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに玉津字清水ヶ谷四二七の四</p> |

| | |
|---------|--|
| 玉津坂ノの前 | 玉津字坂ノ前の全域並びに字地玉津井田二四八の二の一部、二五二の四、二五三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 |
| 玉津字清水ヶ谷 | 玉津字清水ヶ谷のうち四二七の四以外の区域 |

| | |
|----------|--|
| 廃止する字の名称 | 上味野字下高畑、上味野字ヒラギ、上味野字カリノ東ノ割、上味野字樋詰、上味野字上ハサマ、上味野字上高畑、上味野字中坪下ノ割、上味野字中坪上ノ割及び上味野字上八臺道下モ南割、朝月字千部、朝月字西川、朝月字上榎橋、朝月字向田、朝月字地堂及び朝月字三反畑、竹生字佛牛寺、竹生字勢リ川、竹生字鎌木上割及び竹生字カサシ並びに玉津字橋詰及び玉津字三味 |
|----------|--|

鳥取県告示第二百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る千代地区第三工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 項 三